

山梨県立大学高等学校等に在学する者に関する科目等履修生細則

(令和4年1月31日制定 大学第2201-1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨県立大学科目等履修生規程(平成22年4月1日制定 大学第2201号)第2条の2の規定に基づき、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校第3学年まで(以下「高等学校等」という。)に在学する者が、山梨県立大学(以下「本学」という。)の学部生を対象に開設する授業科目を履修することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高等学校等に在学する者に対して、本学の学部生を対象に開設する授業科目の履修機会を提供し大学教育に対する理解を深めるとともに、自らの学習意欲を喚起し高等学校等における教育の一層の向上を図ることを目的とする。

(出願手続)

第3条 志願する者は、別に定める期限までに在学する高等学校等の長を通じて、高等学校等に在学する者に関する科目等履修生入学願書(様式第1号)により学長に願い出るものとする。

(入学者の選考)

第4条 学長は、高等学校等の長の推薦に基づき、志願する者が履修を志望する授業科目に応じて、学部教授会、教育プログラム運営委員会又は地域人材養成センター運営委員会(以下「学部教授会等」という。)の議を経て、入学を許可する。

2 学長は、入学を許可したときは、本人に通知するものとする。

(入学の時期)

第5条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期の始めまたは履修を志望する授業科目の開講前に入学させることができる。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第6条 科目等履修生の授業料、入学料及び入学検定料の額は、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項の別表に定めるところによる。

(在学期間)

第7条 在学期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、学部、教育委員会又は地域人材養成センターが定めるとおりとする。

2 科目等履修生が本学において履修することができる授業科目の単位数は、8単位以内とする。

3 学長が特に必要があると認めた場合には、前2項の単位数については、これを適用しないことができる。

(単位の認定)

第9条 科目履修の認定及び成績の評価は、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程を準用する。

(科目等履修生の義務)

第10条 履修する者は、本学の指定する科目担当教員の指導に従わなければならない。

(入学前の既修得単位の認定の適用除外)

第11条 第9条の規定により授与した単位が、在学する高等学校等における科目の単位として認定された場合は、当該授与した単位については、山梨県立大学学則第29条第1項の規定は、適用しない。

(退学)

第12条 科目等履修生は、退学しようとするときは、その旨を願い出、学部教授会等の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、学部教授会等の議を経て、これを除籍することができる。

附 則

この規程は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月23日から施行する。
- 2 入学者の選考は、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等の長の推薦に基づき、志願する者が履修を希望する授業科目に応じて、教育戦略会議の議を経て、学長が入学を許可する。

様式第1号（第3条関係）

高等学校等に在学する者に関する科目等履修生入学願書

令和 年 月 日

山梨県立大学長 殿

私は、この度貴学に科目等履修生として入学を志願します。

ふりがな		写真貼付欄 ・出願前3か月以内に撮影 ・裏面に氏名・生年月日 ・上半身、無帽、正面向き ・縦4cm 横3cm ・白黒、カラーいずれも可
氏名		
学校名		
学年	年	
生年月日	平成 年 月 日	
現住所	〒	TEL — —
特別な配慮を希望する健康状況		

履修を志望する授業科目名	担当教員名	開講時期

履修の志願理由

本校所属の上記志願者が、上記の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め推薦いたします。

令和 年 月 日

(高等学校等の長)
校長名

印

※ 記入された個人情報、履修・成績管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供はしません。